

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料

令和5年度 中間年薬価改定について

令和4年12月7日

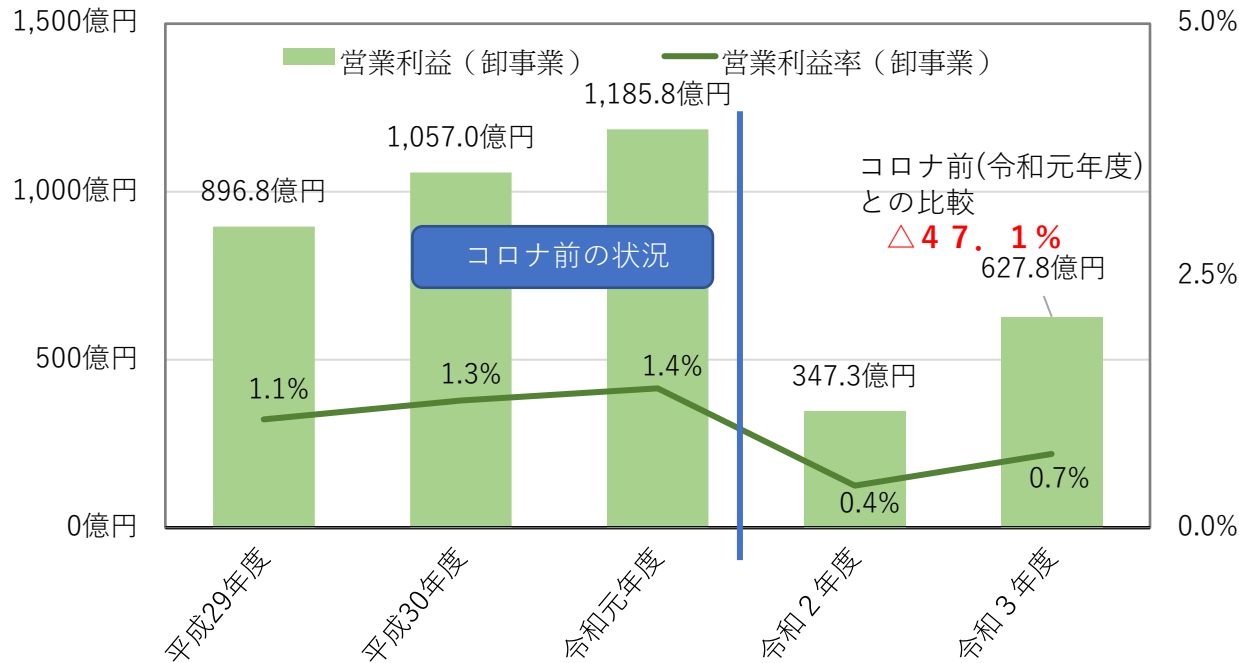
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

1. 医薬品卸を取り巻く環境

- コロナワクチンや検査キットの配送により医薬品卸の業務負担が大幅に増加していることに加え、ジェネリック医薬品の需給調整にも追われており、依然として医薬品流通の現場では逼迫した状況が続いている。
- 中間年薬価改定や物価急騰など、変化する事業環境の下、医薬品卸の厳しい経営状況が続いている。

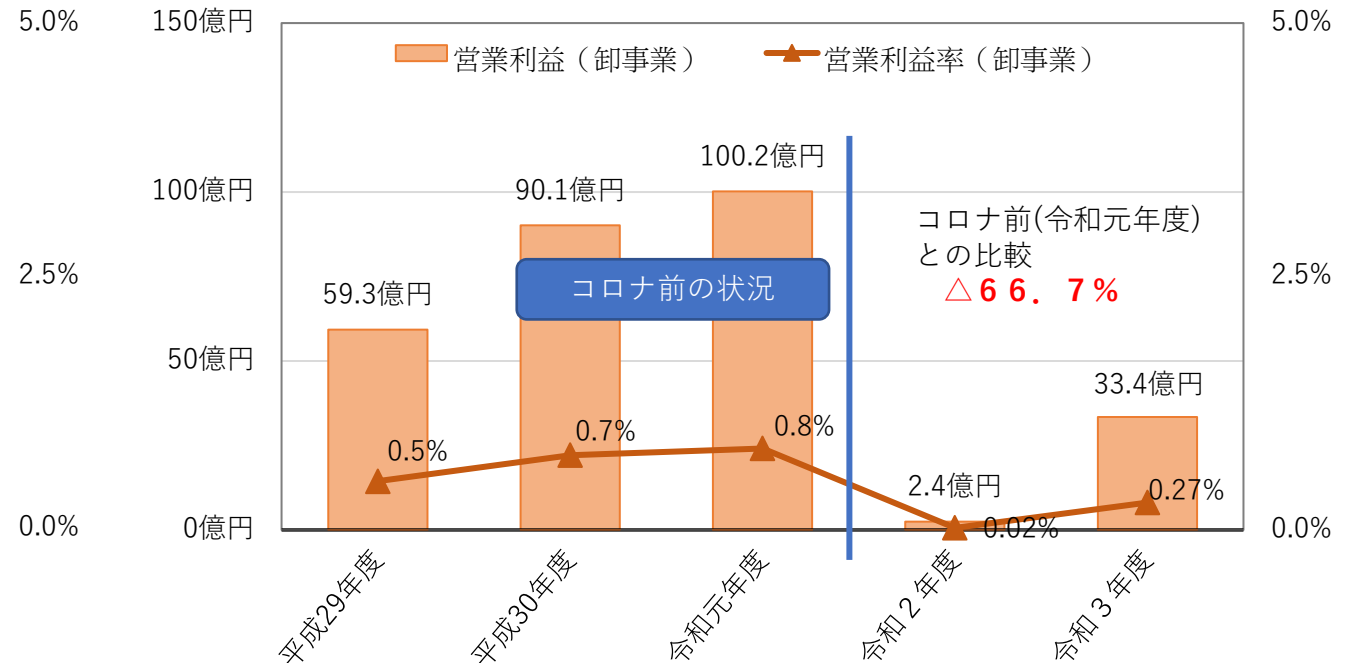
株式上場卸会社6社では、令和3年度の営業利益は対前年度比で増加しているが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っていない。主に地方で活動する卸会社11社でも同様の傾向にあるが、令和2年度は11社中7社が赤字、令和3年度は11社中6社が赤字となり、厳しい状況が続いている(参考:令和元年度は赤字0社)。

株式上場卸会社（6社）の営業利益（卸事業、金額・率）の推移



令和3年度の売上高 約85,556億円 (コロナ前との比較 $\Delta 0.11\%$)

主に地域で活動する卸会社（11社）の営業利益（卸事業、金額・率）の推移

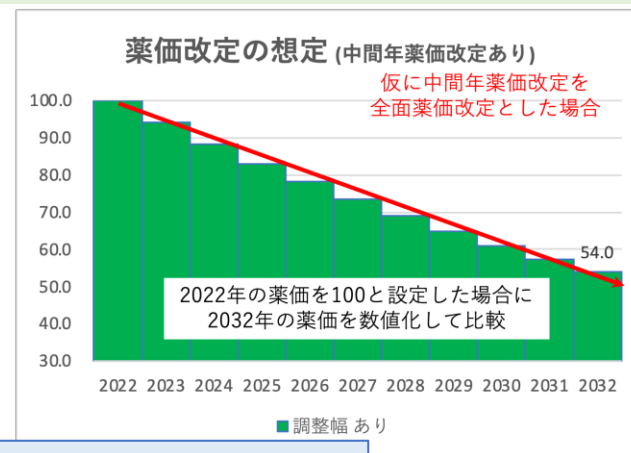
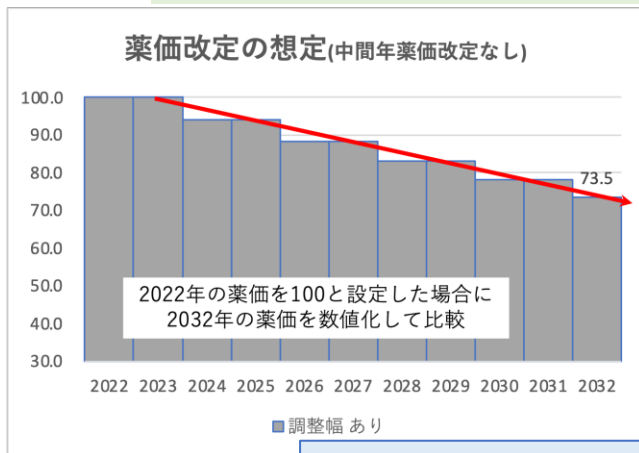


令和3年度の売上高 約12,352億円 (コロナ前との比較 $\Delta 0.9\%$)

2. 安定供給確保のための対応

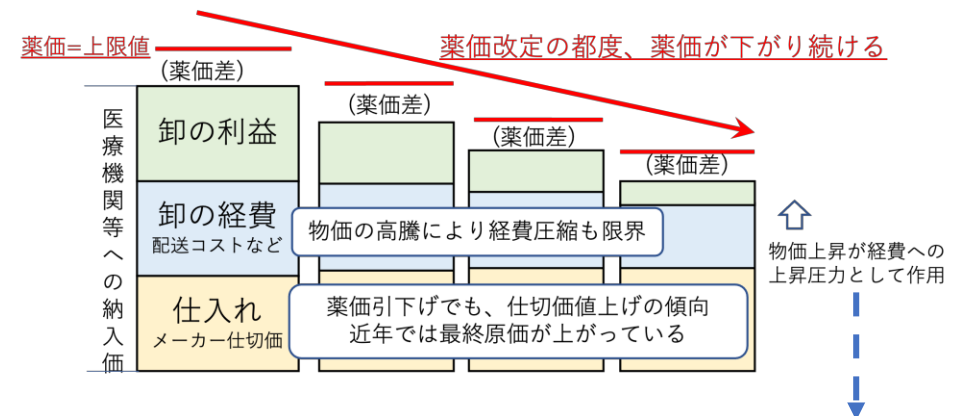
- ジェネリック医薬品の需給調整など、現に医薬品の安定供給に支障が生じており、こうした状況を改善することを最優先とすべきである。
- 具体的には、医療上必要性が高いにもかかわらず、現に不足が生じている、今後不足が生じるおそれがある、あるいは低薬価品など不採算となっている医薬品については、薬価を引き上げる、または薬価改定の対象から除外すべきである。(例：安定確保医薬品、基礎的医薬品)
- 急激な物価上昇や円安は安定供給に支障を生じさせかねないため、物価上昇等の影響が大きな品目については、緊急的に薬価を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

中間年薬価改定は薬価の下落スピードを加速させ、流通当事者の経営基盤を脆弱にすることから、医薬品の持続的な安定供給にとって重大なリスクとなる。



中間年薬価改定は下落スピードを加速させる
(10年後) 73.5 → 54.0

- 前提：
- 乖離率 = 8.0% (過去5年の平均)
 - 調整幅 = 2.0%
 - 中間年改定を全面薬価改定と想定



エネルギー価格の急騰に伴う物価高の影響が
販売管理費の上昇につながっている。
例) 配送コスト、物流センター等の水道光熱費

3. 中間年薬価改定の対象範囲

- 改定対象範囲については、「価格乖離の大きな品目」ということであれば、字義どおり平均乖離率を上回るものとし、前回中間年薬価改定とは異なる流通現場の状況等を踏まえ、できるかぎり限定された品目を対象としていただきたい。

前回の中間年改定

前回令和3年度の中間年改定では平均乖離率8%の0.625倍である乖離率5%を超える品目を対象に約7割の品目の薬価が引き下げられる結果となった。

前回の中間年改定時の環境

医薬品配送における感染症予防対策
ジェネリック医薬品の需給調整

今回

前回の中間年改定とは流通現場の状況等が大きく異なっている。

環境変化

医薬品配送における感染症予防対策	
ジェネリック医薬品の需給調整	対象拡大
コロナ・ワクチンの全国配送	
検査キットの配送	
ガソリン代・電気料金の高騰	

「国民負担軽減の観点からできる限り広く」とあるが、国民は、安定供給のリスクを高めてまで、負担を軽減することは望んでいないのではないか。

(補論) 調整幅について

- 薬剤流通を安定させるための調整幅は、医薬品卸のみならず全ての流通当事者にとって重要な役割を果たしており、調整幅の引下げは医薬品の継続的な安定供給にとって重大なリスクとなる。
- 仮に調整幅がなくなった場合には、中間年の薬価改定と相まって、薬価の下落スピードに拍車がかかる。



4. 意見（まとめ）

- 改定対象範囲については、「価格乖離の大きな品目」ということであれば、字義どおり平均乖離率を上回るものとし、前回中間年薬価改定とは異なる流通現場の状況等を踏まえ、できるかぎり限定された品目を対象としていただきたい。
- 医療上必要性が高いにもかかわらず、現に不足が生じている、今後不足が生じるおそれがある、あるいは低薬価品など不採算となっている医薬品については、薬価を引き上げる、または薬価改定の対象から除外すべきである。
- 急激な物価上昇や円安は安定供給に支障を生じさせかねないため、物価上昇等の影響が大きな品目については、緊急的に薬価を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

なお、調整幅については、医薬品流通安定のための多様な機能を果たしており、全ての流通当事者にとって必要不可欠なものとなっていることから、引下げを行わないようにしていただきたい。